公益財団法人宮津市民実践活動センターホームページ広告掲載要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、公益財団法人宮津市民実践活動センター（以下「センター」という。）が インターネット上に公開するホームページへの民間事業者等の広告を掲載(以下「広告掲載」という。) するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は，各号に定めるところによる。

（１）センターが公開・管理するホームページ（以下「センターホームページ」という。） で、別に定めるＵＲＬで始まるものをいう。

（２）バナー広告文字又は画像で表示された情報で，広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

（掲載の位置及び掲載数）

第３条　バナー広告掲載の位置は、センターがインターネット上に公開しているホームページのトップページ画面でセンターが指定した位置とし、その数は５件とする。

（バナー広告の規格等）

第４条　ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、その１枠の規格は、次のとおりとする。

（１）大きさ　縦６０ピクセル・横１２０ピクセル

（２）データ形式　ＪＰＧ／ＪＰＥＧ／ＧＩＦ／ＰＮＧ

（３）データ容量　５０ＫＢ以下

２　バナー広告のデザイン及び色彩は、センターホームページのデザインと調和がとれたものであって、かつ、アクセシビリティ等を配慮し、静止画であるものとする。

３　同条１項及び２項に定めるもののほか広告画像の規格に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

（広告の内容等）

第５条　広告の内容は、センターホームページの広報としての公共性及び品位、信頼性を損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、広告の対象とすることができない。

（１）政治性又は宗教性のあるもの

（２）社会問題についての主義主張

（３）個人の氏名広告

（４）誇大又は虚偽のおそれのあるもの

（５）公序良俗に反するおそれのあるもの

（６）法令，規則等に違反するもの

（７）第三者の著作権、財産権，プライバシー等の権利を侵害するおそれのあるもの

（８）特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む）

（９）あたかもセンターが推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

（10）青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの

（11）その他、広告として適当でないと事業団が認めるもの

２　次の各号に掲げる業種に係る広告は掲載することができない

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第 122 号）第２条に規定する営業のいずれかに該当するもの又は風俗営業に類似した業種に関するものの広告

（２）消費者金融に関するもの

（３）賭博・ギャンブルに関するもの

（４）法令に定めのない医療に類似する行為を行うもの

（５）取扱商品などの性質上、消費者とのトラブルが想定されるもの

（６）その他、広告を掲載する業種又は業者として適当でないと認められるもの

３　法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、宮津市の指名停止措置等を受けている者等の広告は掲載を拒否することができる。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

４　バナー広告がリンクするホームページの内容は、当該広告の内容に関連するものでなければならない。

５　同条第１項から第４項に定めるもののほかセンターホームページに掲載しない広告は、理事長が別に定める。

（バナー広告の禁止表現）

第６条　バナー広告における表現が次の各号のいずれかに該当する場合は、そのバナー広告は掲載しない。

（１）閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

（２）センターの情報と錯誤するおそれがある表現、画像を使用したもの

（３）閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

（４）実際には機能しないもの

（５）その他広告の表現として適当でないと認められるもの

（バナー広告の掲載期間）

第７条　バナー広告の掲載期間は、４月１日から翌年３月３１日までの間で、１か月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

２　バナー広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

３　バナー広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

４　第２項及び第３項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日、日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、１２月２９日から１２月３１日、１月２日及び１月３日、事業団が管理する施設の休館日に当たる場合は、翌日を掲載開始日及び掲載終了日とする。

５　広告掲載の期間は中断できない。

（広告主の責務）

第８条　広告主は、広告の内容、当該広告がリンクするホームページの内容その他当該広告に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

（広告主の募集）

第９条　広告の掲載希望者の募集は、センターホームページ又は広報誌への掲載その他の理事長が定める方法により、センターが行うものとする。

（申請及び決定）

第10条　広告掲載希望者は、センターホームページ広告掲載申請書（様式第１号）に、センターホームページに掲載するバナー広告の画像データ（以下「広告画像」という。）を提出するものとする。

２　センターは、前項の規定により提出された申請書、広告画像及びリンクするホームページ等を審査の上、広告掲載の適否を決定し、その旨をセンターホームページ広告掲載決定通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

３　センターは、申請された内容が第５条及び第６条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

４　センターは、第３条の規定で定めた掲載数を超える申込みがあった場合は、公共性、地域性の高いバナー広告を優先させるものとする。

（広告内容の変更）

第11条　広告主は、広告の内容又は当該広告がリンクするホームページを変更しようとするときは、センターホームページ広告掲載変更申請書(様式第３号)に、当該変更しようとする広告画像等を変更予定日の15日前までに理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

（広告掲載の取りやめ）

第12条　広告主は、センターホームページ広告掲載取りやめ申出書(様式第４号)により、広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

２ 理事長は、前項の規定による申出があったときは、当該広告を削除するものとする。

（広告掲載の取消し）

第13条　理事長は、広告又は当該広告がリンクするホームページが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告掲載の決定を取り消すことができる。

（１）第５条第１項各号及び第２項から第４項のいずれかに該当すると認めるとき。

（２）第５条第５項に規定する理事長が別に定める基準に該当すると認めるとき。

（３）第11条の規定による広告内容の変更の承認を受けずに、又は前条第１項の規定による広告掲載の取りやめの申出を行わずに当該リンク先ホームページの内容を変更したとき又は当該広告がリンクするホームページがなくなったとき。

２　理事長は、前項の規定により広告掲載の取消しを行ったときは、センターホームページ広告掲載取消決定通知書により、広告主に通知するものとする。

（広告掲載料）

第14条　広告掲載料の額は、１件につき月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

２　理事長は、前条の規定にかかわらず、前項の広告掲載料を指定する期日までに広告主が一括納付しなかったときは、当該広告掲載料を納付するまでの間、広告掲載を行わない。

（広告掲載料の還付）

第15条　理事長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める広告掲載料を還付する。

（１）広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなかった場合当該広告掲載ができなかった日(その日が1日未満である日を除く。)を日割により算定した額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額とする。以下同じ。)

（２）第１２条第１項の規定による広告掲載の取りやめの申出があった場合、現に当該広告を削除した日の属する月のうち、当該削除した日の翌日から同月末日までの間に相当する広告掲載料を日割により算定した額及び同月の翌月の初日から掲載予定月の末日まで(広告掲載料を支払済の月分に限る。)の広告掲載料の合計額とする。

（権利譲渡等の禁止）

第16条　広告主は、センターホームページへの広告掲載の権利を譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ理事長の承認を得たときは、この限りではない。

（その他）

第17条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和２年１０月　日から施行する。